

入札説明資料

物件番号 : 第 2 号

物 件 名 : 郡山地区車両系建設機械チャーター等単価契約

入札公告日 : 令和8年5月13日

入札受付期限: 令和8年5月27日(16:00)

開 札 : 令和8年6月2日(11:05)

会 場 : 福島森林管理署1階入札室

令和8年6月2日(10:50集合)

1. 競争契約入札心得(局ホームページ掲載)
別紙入札書「様式5号(入札心得第4条)」とする。
2. 仕様書
3. 契約書(案)、契約条件(様式1、2、3)

※入札公告によるところにより、実績証明書類等を令和8年5月27日(水曜日)16:00までに提出願います。

※入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- 【実績証明書等】
1. 競争契約参加資格(全省庁統一資格・「役務の提供等」)又は(関東森林管理局・「土木一式工事」)の有資格者名簿兼資格確認通知書の写し
 2. 本入札説明資料に示す、当該役務等を提供可能と認められる証明書類(車検証、賃貸借保有の契約書等)

入 札 書

入札物件 第 2 号

物件の名称 郡山地区車両系建設機械チャーター等単価契約

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の内訳

名称	規格	予定数量	単価 (円)	予定総額 (円)	摘要
小型バックホウ	山積0.13m ³	32 時間			運転手・誘導員付
バックホウ	山積0.28m ³	96 時間			運転手・誘導員付
	山積0.45m ³	80 時間			
ダンプトラック	2.0t 積	30 時間			運転手・誘導員付
	4.0t 積	22 時間			
輸送費 (規格4tクラス)	片道10km以下	2 回			山積0.13m ³ バックホウ輸送
	片道20km以下	3 回			
	片道30km以下	2 回			
輸送費 (規格10tクラス)	片道10km以下	1 回			山積0.28m ³ バックホウ輸送
	片道20km以下	6 回			
	片道30km以下	4 回			
輸送費 (規格20tクラス)	片道10km以下	1 回			山積0.45m ³ バックホウ輸送
	片道20km以下	7 回			
	片道30km以下	4 回			
大型土のう 製作据付	耐候性3年 φ110×110 cm	5 袋			
危険木処理 胸高直径	10cm以上16cm未満	5 本			伐倒・枝払・玉切
	16cm以上22cm未満	5 本			
	22cm以上28cm未満	5 本			
	28cm以上	5 本			
計					

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額になること及び入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署長 殿

住 所
会社名
代表者氏名
代理人

印

車両系建設機械チャーター等単価契約 仕様書

- 1 本事業は、監督職員の指示に従い施工すること
- 2 本事業での「指示」とは、監督職員等が書面で交付する指示書をいう。また、「協議」とは、受注者が事業実施上、必要となる作業の詳細な実施方法等について監督職員あてに書面で通知する協議書をいう。
- 3 事業に必要な物件は、監督職員の指示がない限り移動又は撤去することができない。
- 4 事業を施工するうえで障害となるものは、監督職員の指示に従い取壊し除去または移転すること。
- 5 事業の施工に直接必要な運搬施設、材料置き場、宿舎、倉庫等の敷地に供するため国有林野を使用する場合、または林道敷その他の施設を使用する場合は、監督職員の指示に従い所定の手続をすること。
- 6 事業に使用する機械器具で監督職員が不相当と認めたものは、使用することができない。
- 7 軽微な事項で事業実行上当然必要とするものについては、受注者の負担で処理する。
- 8 事業終了後は、現場の跡地整理を行うこと。
- 9 伐採処理は規定の林道敷内にある樹木を根元から切り取り、笹、樹木、倒木その他有害な物件を取り除き、林道敷外に除去し安定処理させなければならない。
- 10 林道敷内にあっても交通又は路面保護上障害となる立木の枝条及び、倒れるおそれのある立木は、監督職員の指示によって除去または伐倒処理しなければならない。
- 11 浅く少量の切盛が連続する箇所（横断面ほぼ水平）の施工方法は、切り取り及び盛土工に準じて、はじめに地覆物を削起し除去した後に、高低を切盛りして所定の路面高に仕上げるものとする。
- 12 切取法面は監督職員の指示により、よく切り取り仕上げをし、玉石岩石等の浮石その他有害な物件を残さないようにする。
- 13 切り取りによって生じた土石は、なるべく盛土等にあてるようにし、余分な土石は監督職員の指示に従い障害のない場所に処理すること。
- 14 受注者は、機械の稼働については細心の注意を払い、安全及び効率的な作業に努めなければならない。また、作業機械の運転者が十分に目視できない後退、転回時には誘導員を配置し、適正な誘導により、運転者の安全な操作を確保しなければならない。

なお、稼働中に事故が発生した場合は速やかに監督職員に通知するものとする。

- 15 本業務にあたって、関係法規は、これを遵守すること。
- 16 業務上、作業者に危険が生じるおそれのあるときは、監督職員に事前に連絡すること。業務実行中に作業者に危険が及ぶ恐れがある場合は臨機の措置を講じるとともに、措置を講じた後、速やかに監督職員に報告すること。
- 17 大型土のう、その他重量物の吊荷移動をともなう作業をおこなう場合は、クレーン仕様の機種により実施すること。
- 18 作業管理（写真管理）については、監督職員の指示によること。

郡山地区車両系建設機械チャーター等単価契約書（案）

1. 契約予定総額

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. —

名称	規格	予定数量	単価 (円)	予定総額 (円)	摘要
小型バックホウ	山積 0.13m ³	32 時間			運転手・誘導員付
バックホウ	山積 0.28m ³	96 時間			運転手・誘導員付
	山積 0.45m ³	80 時間			
ダンプトラック	2.0t 積	30 時間			運転手・誘導員付
	4.0t 積	22 時間			
輸送費 (規格 4t クラス)	片道 10km 以下	2 回			山積 0.13m ³ バックホウ輸送
	片道 20km 以下	3 回			
	片道 30km 以下	2 回			
輸送費 (規格 10t クラス)	片道 10km 以下	1 回			山積 0.28m ³ バックホウ輸送
	片道 20km 以下	6 回			
	片道 30km 以下	4 回			
輸送費 (規格 20t クラス)	片道 10km 以下	1 回			山積 0.45m ³ バックホウ輸送
	片道 20km 以下	7 回			
	片道 30km 以下	4 回			
大型土のう 製作据付	耐候性 3 年 φ 110×110 cm	5 袋			
危険木処理 胸高直径	10cm 以上 16cm 未満	5 本			伐倒・枝払・玉切
	16cm 以上 22cm 未満	5 本			
	22cm 以上 28cm 未満	5 本			
	28cm 以上	5 本			
計					

内 訳

2. 契約期間

自 契約の日から
至 令和 9 年 1 月 2 9 日

3. 作業場所

福島県郡山市湖南町中野字安佐野入国有林 428 林班外

4. 機械納入・返還場所

別紙「納入・返還場所及び予定数量」のとおり

5. 契約保証金

免除する

頭書の車両系建設機械を賃貸借することについて、発注者と受注者は、下記条件により契約を締結し、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県福島市野田町7-10-4
分任支出負担行為担当官
氏名 福島森林管理署長 添谷 稔

受注者 住所
氏名

契 約 条 件

(総則)

- 第1条 受注者は、頭書の建設機械を実働し得る状態に整備し、頭書の賃貸借契約期間内において、発注者による納入指示の都度、発注者の指定する期限内に頭書の納入場所において検査を受け発注者に引渡すものとする。
- 2 発注者は、建設機械を実働させる必要がなくなったときは、その都度発注者の指定する返還場所において、受注者に引渡すものとする。

(賃貸借予定時間)

- 第2条 賃貸借時間は、発注者が受注者から建設機械の引渡しを受けた日から受注者がその機械を発注者から返還を受けた日までの間において、頭書のとおり予定するが、発注者の都合により増減が生じても受注者は異議を述べないものとする。

(発注者の費用負担)

- 第3条 発注者は、賃貸借中の建設機械について、賃貸料のほか、発注者が必要と認めた機械の保管、管理に要する費用を負担するものとする。

(受注者の費用負担)

- 第4条 受注者は、賃貸中の建設機械に係る次の各号に要する費用を負担するものとする。
- (1) 運転員及び整備員等に対する労災保険等に関する手続き並びに使用者としての負担すべき一切の費用。
 - (2) 建設機械に対する保険に関しての手続き及び費用。
 - (3) 燃料、油脂、その他消耗品類の費用。

(損害の負担)

- 第5条 受注者は、建設機械の整備操作等機械の運行及び安全管理等に関するすべての責に任ずるものとし、発注者は、自由操作あるいは正常な機械の状態を保持できないような運行は行わないものとする。
- 2 発注者は、建設機械の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行うものとし、受注者の派遣員は、これに協力するものとする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとする。
- この場合、賠償額の算定については、別途発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務予定)

- 第6条 受注者は、業務予定の前月までに次月の業務予定表（様式1）を発注者に提出する。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は運転員及び整備員等に対する指示、承諾又は協議

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(作業時間の確認)

第8条 賃貸借料は建設機械の実働時間を基とし、日常作業（自走移動も含む）開始後終了までの間において、エンジン運転中（日常整備点検のための運転中も含む）の時間をもって実働時間とするものとする。

2 賃貸借料金は、第1項の実働時間により計算するものとするが、次の各号に該当する場合は、2時間実働したものとみなし計算するものとする。

(1) 発注者の都合による休車の日。

(2) 天候及び現場の状況等により作業に着手したが、1日の実働時間が2時間に満たないとき。

3 業務集計・確認表（様式2）及び業務日誌（様式3）を提出し、監督職員等の確認を受けるものとする。

4 作業地までの自走をとまなう通勤時間は作業時間に含まないものとする。

(賃貸借金額の確定)

第9条 この契約による確定金額は、契約単価に実働時間を乗じて得た額に輸送費のある場合にはこれを加算した金額とする。この合計額に消費税相当額の10%を乗じて得た額を加えた金額とする。

2 受注者は当該月分の賃貸料を毎月末日で締め切り、第8条第3項により確認を受けた業務集計・確認表及び業務日誌を提出し、確定する。

(代金の支払)

第10条 前条により確定した金額（以下「代金」という）について当該月の賃貸借期間満了後受注者は速やかに適法な支払い請求書を発注者に提出し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に代金の支払をするものとする。

2 発注者の責に帰すべき事由により、上記期限までに代金を支払わない場合は、

支払期限の翌日から起算して代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率の遅延利息を受注者に支払うものとする。

- 3 受注者の責により請求書の提出が遅延した場合に、当該月の支払いがなされなくとも、受注者は異議を述べないものとする。

(賃貸借の変更、中止)

第11条 発注者は、必要がある場合には単価金額等について変更し若しくは賃貸借を一時中止し、又はこれを打ち切ることができるものとする。

- 2 前項の場合において、単価金額、契約期間等について増変更がある場合には、発注者と受注者とが協議のうえ「変更契約書」を作成し、取り交わすものとする。

(発注者の解除権及び違約金)

第12条 発注者は次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が契約上の義務を履行しないとき、又は受注者が契約履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 受注者が、不可抗力以外の事由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) 受注者が不正行為をしたと発注者が認めたとき。

本条による契約解除について、既に建設機械が実働し発注者が確認した分の賃貸料の支払については、第9条の規定を準用するものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合、受注者は違約金として解除部分に対する予定金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 4 発注者は、本条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

(受注者の解除権及び損害額)

第13条 受注者は、次の各号の一に該当する事実があるときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 発注者がこの契約に違反したとき。
 - (2) 第11条第1項に規定する一時中止期間が、契約期間の3分の2以上に達したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、受注者は発注者に対し損害を請求でき

るものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが、協議のうえ定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの勧告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(支払金額との相殺)

第16条 この契約に基づき、受注者より発注者に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

この場合、発注者の収納すべき金額が受注者への債務額を超過するときは、受注者は当該金額を発注者の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特約条項)

別紙のとおり

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

業務集計・確認表(月)

森林事務所名:

機械名:

運転者等印	監督職員等確認印

日	曜日	実働時間	記 事	確認方法
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計				
合計		時間		

※時間の管理方法は、作業日ごとにアワーメーターの写真を撮影管理すること。
 ※実働時間とは、日常作業(自走移動も含む)開始終了までの間において、エンジン運転中(日常整備点検のための運転中も含む)の時間である。(合計では、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。)
 ※作業地までの通勤に要した時間及び作業指示内容以外の時間は、実働時間に含まない。

業務集計・確認表(月)

森林事務所名:

世話役等印	監督職員 等確認印

日	曜日	作業種	出役人工	作業時間	記 事 (作業内容)	確認方法
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計						

業 務 日 誌

月日	月 日() 天気	作業者・世 話役氏名			
勤務時間	時 分～ 時 分	機械名 (機種)			
アワーメー ター等 作業開始時		アワーメー ター等 作業終了時			
記事、作業場所(林道名、区間等)		実働時間			
作業時間	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	修理、点検、整備			時間 分	
作業時間合計				時間 分	
休憩時間等				時間 分	
その他				時間 分	
・作業記事及び安全上気付いたこと等					

※現場状況は一仕事毎に撮影し、アワーメーター等の時間管理については、毎日の作業開始前作業後に写真撮影すること。

業 務 日 誌

月日	月 日() 天気	作業者・世 話役氏名			
勤務時間	時 分～ 時 分	機械名 (機種)			
アワーメー ター等 作業開始時		アワーメー ター等 作業終了時			
記事、作業場所(林道名、区間等)		実働時間			
作業時間	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	作業内容			時間 分	
	修理、点検、整備			時間 分	
作業時間合計				時間 分	
休憩時間等				時間 分	
その他				時間 分	
・作業記事及び安全上気付いたこと等					

※現場状況は一仕事毎に撮影し、アワーメーター等の時間管理については、毎日の作業開始前作業後に写真撮影すること。

指 示 通 知 書
承 諾

契 約 名

(指示、承諾内容)

上記のとおり 指示します。

令和 年 月 日

受注者(世話役等)

殿

監督職員

氏 名

印

受注者(世話役等)確認事項

令和 年 月 日 指示内容について確認し承諾しました。
(世話役等氏名)

印

協議願書
回答書

契約名

(協議内容)

【回答事項】

上記のとおり協議します。

令和 年 月 日

監督職員

殿

受注者(世話役等)

氏名

印

発注者(監督員)確認事項

令和 年 月 日 協議内容について確認し上記のとおり回答します。
(監督職員氏名)

印

納入・返還場所及び予定数量
(郡山地区車両系建設機チャーター等単価契約内訳書)

物件番号	地区名	納入・返還場所	森林事務所	作業種等			重機回送等			契約期間	備考					
				機種	規格	予定数量 (時間・袋・本)	規格	運搬距離 (片道距離)	回数 (片道)							
2	郡山地区	安佐野入林道	郡山	小型 バックホウ	山積 0.13m3級 運転手・誘導員付	32	4t	10km以下	2	自 契約の日から 至 令和9年1月29日						
		安佐野入林道石塚支線						20km以下	3							
		安佐野入林道石塚分線A														
		安佐野入林道石塚分線B						30km以下	2							
		安子ヶ島林道ガンドウ沢支線														
		安子ヶ島林道														
		桧沢林道夕日沢支線						小野町	バックホウ			山積 0.28m3級 運転手・誘導員付	96	10t	10km以下	1
		桧沢林道													20km以下	6
		桧沢林業専用道														
		桧沢林業専用道竹ノ内支線		30km以下	4											
		程ヶ沢林道														
		鞍手山林道														
		高籠林道		10km以下	1											
		天狗沢林道														
		西山林道														
		荒戸沢林道														
		深沢林道														
		大久保林道														
		滝林道	常葉	バックホウ	山積 0.45m3級 運転手・誘導員付	80	20t		20km以下			7				
		生産事業地(山元土場外)							30km以下			4				
		黒甫林道														
		河ウツ林道		ダンプトラック				2.0t車 運転手・誘導員付	30			/				
		石小屋林道														
		極楽沢林道														
		羽山林道	大型土のう 製作・据付	4.0t車 運転手・誘導員付	22											
		生産事業地(山元土場外)														
		早稲川林道														
		新田林道	都路	ダンプトラック	2.0t車 運転手・誘導員付	30										
		生産事業地(山元土場外)														
		強梨林道														
強梨林道馬酔木沢支線	耐候性3年 110*110	5														
持藤田林道																
仲小屋林道																
大槻林道	危険木処理	胸高直径 10~16cm未 満		5	/	伐倒・枝払・玉切										
檜山林道						胸高直径 16~22cm未 満	5	伐倒・枝払・玉切								
行司沢林道																
萩田林道場々支線	胸高直径 22~28cm未 満	5		伐倒・枝払・玉切												
萩田林道																
行司沢林道行司沢支線	胸高直径 28cm以上	5		伐倒・枝払・玉切												
大久保山林道																
大久保山支線	阿園平林道	5														
石黒林道仲入支線林道																
阿園平林道																
生産事業地(山元土場外)	生産事業地(山元土場外)															

国 有 林 林 道 事 業 設 計 書

工 事 名 : 郡山地区車両系建設機械チャーター一等単価契約

令 和 8 年 度

路 線 名	郡山・小野町・常葉 都路管内林道外	林 道 区 分	-
林 道 種 類	-	幅 員	-

工 事 箇 所	福島県郡山市湖南町中野字安佐野入国有林428林班外
---------	---------------------------

森 林 管 理 局 : 関東森林管理局

森 林 管 理 署 : 福島森林管理署

事 務 所 名 等 : 本署

本工事費内訳書

令和8年度郡山地区車両系建設機械チャーター等単価契約

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
郡山地区	式	1			費目行	
小型バックホウ運転経費【誘導員付き】 平積0.1m ³ ・山積0.13m ³	時間	32			1号明細書 3頁	
バックホウ運転経費【誘導員付き】 平積0.2m ³ ・山積0.28m ³	時間	96			2号明細書 4頁	
バックホウ運転経費【誘導員付き】 平積0.35m ³ ・山積0.45m ³	時間	80			3号明細書 5頁	
ダンプトラック運転経費【誘導員付き】 2.0t積（タイヤ損耗費2t積普通含む）	時間	30			4号明細書 6頁	
ダンプトラック運転経費【誘導員付き】 4.0t積（タイヤ損耗費2t積普通含む）	時間	22			5号明細書 7頁	
重機輸送費（中型車4tクラス） 片道10km以下	回	2			6号明細書 8頁	
重機輸送費（中型車4tクラス） 片道20km以下	回	3			7号明細書 9頁	
重機輸送費（中型車4tクラス） 片道30km以下	回	2			8号明細書 10頁	
重機輸送費（大型車10tクラス） 片道10km以下	回	1			9号明細書 11頁	
重機輸送費（大型車10tクラス） 片道20km以下	回	6			10号明細書 12頁	
重機輸送費（大型車10tクラス） 片道30km以下	回	4			11号明細書 13頁	
重機輸送費（トレーラー20tクラス） 片道10km以下	回	1			12号明細書 14頁	
重機輸送費（トレーラー20tクラス） 片道20km以下	回	7			13号明細書 15頁	

本工事費内訳書

令和8年度郡山地区車両系建設機械チャーター等単価契約

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
重機輸送費（トレーラー20tクラス） 片道30km以下	回	4			14号明細書 16頁	
大型土のう製作・据付	袋	5			15号明細書 17頁	
危険木処理（胸高直径10cm以上16cm未満）	本	5			16号明細書 18頁	
危険木処理（胸高直径16cm以上22cm未満）	本	5			17号明細書 19頁	
危険木処理（胸高直径22cm以上28cm未満）	本	5			18号明細書 20頁	
危険木処理（胸高直径28cm以上）	本	5			19号明細書 21頁	
計	式	1				
消費税相当額	式	1				
総額	式	1				
計						

明細書

2号明細書

バックホウ運転経費【誘導員付き】
平積0.2m3・山積0.28m3

1時間当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
バックホ(排対2次) クロー型・山積0.28m3(平積0.2m3)	時間	1			2号単価表 36頁	[1][2]
土木一般世話役	人	0.170				令和元年関森210-1チャーター積算細部取扱1 [1][2]
現場管理費 [1]	%	22.500			諸雑費	【34.09×0.6×1.1=22.50%】 [2]純工事費700万円以下
一般管理費 [2]	%	23.570			諸雑費	工事原価500万円を超え30億円以下
計						
1時間当り						

明細書

12号明細書

1 回 当 り

重機輸送費（トレーラー20tクラス）
片道10km以下

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
輸送費（トレーラー20tクラス） 片道10km以下	回	1				令和6年国土交通省告示第209号 R6. 3. 22東北運輸局 距離制運賃
計						
1 回 当 り						

明細書

14号明細書

重機輸送費（トレーラー20tクラス）
片道30km以下

1回当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
輸送費（トレーラー20tクラス） 片道30km以下	回	1				令和6年国土交通省告示第209号 R6. 3. 22東北運輸局 距離制運賃
計						
1回当り						

明細書

17号明細書

1本当り

危険木処理（胸高直径16cm以上22cm未満）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
伐倒 直径16cm以上22cm未満 難易度：中	本	1			5号代価表 26頁	
枝払 直径16cm以上22cm未満 難易度：中	本	1			6号代価表 27頁	
玉切 直径16cm以上22cm未満 難易度：中	本	1			7号代価表 28頁	
計						
1本当り						

代価表

1号代価表

10 袋当り

大型土のう工
流用土 製作・設置

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	0.294				[1]
特殊作業員	人	0.294				[1]
普通作業員	人	0.294				[1]
バックホウ(賃料)	日	0.294			6号単価表 40頁	
諸雑費 [1]	%	1			諸雑費	製作・設置、製作の作業に必要な製作枠の損料
計						
1 袋 当 り						

代価表

枝払
直径10cm以上16cm未満 難易度:中

3号代価表

100本当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0 240				[1]
普通作業員	人	0 240				[1]
諸雑費 [1]	%	8			諸雑費	チェーンソー損料、燃料費、手動クランプ損料等
計						
1 本 当 り						

代価表

4号代価表

100本当り

玉切
直径10cm以上16cm未満 難易度:中

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0 200				[1]
普通作業員	人	0 200				[1]
諸雑費 [1]	%	9			諸雑費	チェーンソーの損料及び燃料費等の費用
計						
1 本 当 り						

代価表

7号代価表

玉切
直径16cm以上22cm未満 難易度:中

100本当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	0 230				[1]
普通作業員	人	0 230				[1]
諸雑費 [1]	%	9			諸雑費	チェーンソーの損料及び燃料費等の費用
計						
1本当り						

代価表

8号代価表

伐倒
直径22cm以上28cm未満 難易度:中

100本当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	0.520				[1]
普通作業員	人	0.520				[1]
諸雑費 [1]	%	6			諸雑費	チェーンソー損料、燃料費、手動クランプ損料等
計						
1本当り						

代価表

9号代価表

100本当り

枝払
直径22cm以上28cm未満 難易度:中

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	0 310				[1]
普通作業員	人	0 310				[1]
諸雑費 [1]	%	8			諸雑費	チェーンソー損料、燃料費、手動クランプ損料等
計						
1本当り						

代価表

10号代価表

100本当り

玉切
直径22cm以上28cm未満 難易度:中

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0 260				[1]
普通作業員	人	0 260				[1]
諸雑費 [1]	%	9			諸雑費	チェーンソーの損料及び燃料費等の費用
計						
1本当り						

代価表

11号代価表

伐倒
直径28cm以上 難易度:中

100本当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	0 630				[1]
普通作業員	人	0 630				[1]
諸雑費 [1]	%	6			諸雑費	チェーンソー損料、燃料費、手動クランプ損料等
計						
1本当り						

代価表

玉切
直径28cm以上 難易度:中

13号代価表

100本当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0 290				[1]
普通作業員	人	0 290				[1]
諸雑費 [1]	%	9			諸雑費	チェーンソーの損料及び燃料費等の費用
計						
1 本 当 り						

単価表

3号単価表

バックホウ(排対2次)
クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)

1時間当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(特殊)(屋外補正対象外)	人	0.170				
軽油 パトロール給油	L	8.600				
バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	1				
計						
1 時間 当り						

単価表

4号単価表

1時間当り

ダンプトラック 普通
オンロード・ディーゼル・積載質量2t積級

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0.170				
軽油 パトロール給油	L	3.500				
ダンプトラック オンロード・ディーゼル・積載質量2t積級	時間	1				
タイヤ損耗費及び補修費(1時間当り) ダンプトラック2~3t・普通	時間	1				
計						
1時間当り						

単価表

5号単価表

1時間当り

ダンプトラック 普通
オンロード・ディーゼル・積載質量4t積級

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0.170				
軽油 パトロール給油	L	5.400				
ダンプトラック オンロード・ディーゼル・積載質量4t積級	時間	1				
タイヤ損耗費及び補修費(1時間当り) ダンプトラック4t・普通	時間	1				
計						
1時間当り						

単価表

6号単価表

1日当り

バックホウ(賃料)

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)(屋外補正対象外)	人	1				
軽油 パトロール給油	L	63				
バックホウ(クローラ型)後方超小旋回型・クレーン機能付 山積0.45m3(平)	日	1	280			
計						
1日当り						